第38号議案

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正 について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年長岡京市 条例第4号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年長岡京市条例第4号) の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

第3条 教育長には、前条の給料の外、長 岡京市職員給与に関する条例(昭和26 年長岡京市条例第11号)に定める諸手 当(通勤手当、期末手当及び地域で支地で 。)をその支給条件にでは、対しい方。かだし、期末経済ののはは、対の月額には、対の月額をがいたが、対の月額を表して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対しの分の167.5を乗りで、は、大力の分の167.5を乗りで、大力の分の167.5を乗りで、大力の分の167.5を乗りで、大力の分の167.5を乗りで、大力の分の167.5を乗りで、大力の分の167.5を乗りで、大力のがある。 額に100分の167.5を乗りで得た額にである割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。